

住まい

暮らしやすい住まい探しをお手伝いします

手すりの設置等の住宅改修や高齢者向け住宅について
ご相談に応じます。



相談

住まいの窓口

住まいに関する各種制度・相談窓口のご案内
や各種団体から派遣された特別相談員による
対面相談を実施しています。(市営・県営住宅、
住宅供給公社住宅の入居相談窓口も併設)

相談時間 午前10時～午後7時

定休日 毎週木曜日、第2・4水曜日、年末年始

問い合わせ

住まいの窓口 TEL961-4555 FAX961-4555

住 東区東桜一丁目11番1号 オアシス21 バスターミナル内

高齢者住宅改修相談事業

住宅の改良に関し、対象者の方の居宅を訪問し、
家屋の構造、身体状況および保健福祉サービスの活用状況などを踏まえて相談に応じ、
助言を行っています。

対象者

介護が必要な高齢者や、介護が必要となるおそれのある
高齢者のために、居室などの改良を希望する方

問い合わせ

なごや福祉用具プラザ TEL851-0051 FAX851-0056

住 昭和三御器所通3-12-1 御器所ステーションビル 3階



市営住宅

高齢者世帯向け市営住宅

高齢者世帯向けの市営住宅として、一般空家住宅、
高齢者専用住宅、親子同居世帯向住宅、親子隣居住宅があり、
年2回、入居者募集を行っています。

一般空家住宅…間取りや仕様は、一般の市営住宅と同様の住宅です。

高齢者専用住宅…原則1、2階にあり、高齢者向け仕様(手すり、引き戸、段差の緩和など)のある住宅です。(仕様は住宅により異なります。)

親子同居世帯向住宅…親世帯と子世帯が広い間取りで造られた一つの住宅に同居していただく住宅です。

親子隣居住宅…親世帯と子世帯が隣り合わせの住宅に住んでいただく住宅です。

対象者

市内にお住まいまたは勤務地のある、住宅にお困りの方で、次のいずれかの世帯に属する方

1. 65歳以上(経過措置あり)の方と次のいずれかの親族のみからなる世帯

①配偶者 ②18歳未満の児童 ③身体障害者手帳をお持ちの方 ④愛護手帳をお持ちの方 ⑤精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方 ⑥被爆者健康手帳をお持ちの方で厚生労働大臣の認定を受けた方、もしくは健康管理手帳を受給されている方 ⑦56歳以上の方 ⑧ハンセン病療養所入居者等 ⑨難病等障害者

※親族にはファミリーシップ宣誓者を含みます。

2. 65歳以上(経過措置あり)の単身世帯

募集時期 年2回(6月・11月)

問い合わせ 区役所福祉課 TEL753-1838 FAX751-3120

市営住宅ふれあい創出事業

75歳以上の高齢者のみ世帯を対象とした巡回員による見守り支援や、共同菜園の整備等を実施しています。

高齢者世話付住宅(シルバーハウジング)

高齢者の生活特性に配慮した設備・仕様が施され、近接の高齢者福祉施設への緊急通報システムが設置された住宅です。入居者の方に生活援助員を派遣し、地域の中で自立して安全かつ快適な生活を営むことができるよう、在宅生活の支援を行っています。

対象者

市内にお住まいまたは勤務地のある、住宅にお困りの方で、次のいずれかの世帯に属する方

1. 世帯向住宅

①65歳以上の方および60歳以上の配偶者からなる夫婦世帯

②65歳以上の方とその親族で65歳以上の方からなる二世帯

※配偶者、親族にはファミリーシップ宣誓者を含みます。

2. 単身者向住宅 65歳以上の単身世帯

(注1)緊急通報システム稼働のため、NTT回線の契約が必要です。

(注2)家賃の他に、生活援助員派遣費用が必要です。

募集時期 年2回(7月・12月)

※上記募集時期に空家がない場合、募集は行われません。

問い合わせ 区役所福祉課 TEL753-1838 FAX751-3120



老人ホーム等

市内の老人ホームについての詳細がわかる「老人ホーム入所のご案内」▶



養護老人ホーム

家庭環境・経済的な理由で、家庭で養護を受けることが困難な方向けの施設(盲養護老人ホームは視覚障害のある方が対象)。

主な入居要件 上記の要件を満たす65歳以上の方

問い合わせ 区役所福祉課 TEL753-1838 FAX751-3120

軽費老人ホーム

市内在住で、身寄りがいないなど、家庭の事情等により家族と同居できない方向けの施設。

主な入居要件 65歳以上の方

問い合わせ 各施設へ直接お問い合わせください。

ケアハウス

自炊できない程度の身体機能の低下が認められる方、または高齢のため独立して生活するには不安が認められる方で、家族による援助を受けることが困難な方向けの施設。

主な入居要件 60歳以上の方

問い合わせ 各施設へ直接お問い合わせください。

有料老人ホーム

入浴、排せつもしくは食事の介護、食事提供、洗濯、掃除等の家事、健康管理等のサービスを提供する施設(特定施設入居者生活介護として指定を受けている施設は、介護保険サービスを提供)。サービス付き高齢者向け住宅、住宅型有料老人ホーム、介護付有料老人ホームなどがあります。

主な入居要件 施設により異なります。

問い合わせ

各施設へ直接お問い合わせください。



介護保険施設

問い合わせ 各施設へ直接お問い合わせください。

●特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)

常時介護が必要で居宅での生活が困難な方が入所して、日常生活上の支援や介護が受けられる施設。

主な入居要件 原則要介護3～5の方

●介護老人保健施設

病状が安定している方が在宅復帰を目指し、リハビリテーションや介護が受けられる施設。

主な入居要件 要介護1～5の方

●介護医療院

長期療養のための医療と日常生活上の介護を一体的に提供する施設。

主な入居要件 要介護1～5の方

●認知症対応型共同生活介護(認知症高齢者グループホーム)

認知症の人が共同生活をする住宅で、食事、入浴、排せつなどの日常生活上の支援や機能訓練などのサービスが受けられる施設。

主な入居要件 要支援2、要介護1～5の方